



沖縄県が宮古島陸自配備で国に環境アセスを要求

I Love いしがき FB ページ 2017年3月24日投稿

沖縄県が、宮古島の陸自駐屯地建設について、環境アセスメントを求める考えを明らかにしました！3月23日付の琉球新報記事をご覧ください。

石垣島でも、状況は同じです。計画されている駐屯地建設は、30ヘクタール前後の原野を切り開く大規模な開発になります。さらに、駐屯地とは別の場所に訓練場を設けることも考えられています。これらが環境に及ぼす負荷はきわめて大きなものです。こういう場合、たとえ沖縄県の環境影響評価条例が定める対象事業に当てはまらなかったとしても、防衛省が自主的に環境アセスメントを実施して、県、市、市民の意見を求めるべきだというのが、沖縄県の見解です。石垣市も、当然、防衛省が用地を選定して市の最終判断を求める前に、アセスメントを実施するよう要求すべきです。

環境アセスメント手続きの流れの図2枚を添付します。沖縄県のパンフレットからコピーしたものです。位置等の選定前に計画段階環境配慮書の手続きが、許認可権者の審査を受ける前に環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び評価書の手続きが必要とされています。

宮古島陸自配備 国にアセス要求

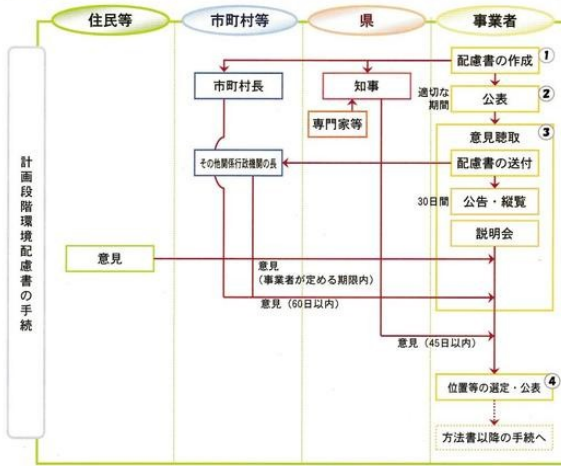
県「自主的实施を」

宮古島への陸上自衛隊配備計画を巡り、県は22日の県議会総務企画委員会で、沖縄防衛局に対して環境影響評価（アセスメント）の実施を求める考えを示した。県環境政策課の普天間朝好副参事は「駐屯地の建設内容は詳細には把握していない」とした上で、「大規模な開発となる。条例対

象でなかったとしても自主的にアセスを実施することを防衛局で検討してもらいたい」と述べた。比嘉瑞巳氏（共産）への答弁。

県はこの日の委員会で示した対応方針で「自衛隊の配備については県としては地域の理解と協力を得るには環境配慮にかかる調査が必要だと考えている」とした。アセスの実施については「地元宮古島市の意向も踏まえながら調整していきたい」とした。

環境アセスメントの手続の流れ①



Topic 2 配慮書手続について

配慮書手続は、平成25年度から新たに設けられた手続であり、事業への早期段階における環境配慮を可能にすることを目的としたものです。

事業の早期段階（事業の位置・規模の検討段階）において複数案を設定し、それぞれの案ごとに重大な環境影響について調査・予測・評価を行う。

より効果的な環境配慮の実施

これまでの環境影響評価手続は、既に事業の枠組み（事業の位置・規模、構造・配置等）がある程度決定されている段階から始まっていたことから、環境保全措置の検討や実施について柔軟な対応が難しい場合がありました。配慮書手続は、これらの事業の枠組みの検討段階において行われることから、より効果的な環境配慮が図られることが期待されます。

環境影響評価手続の効率化

配慮書手続において検討された結果を活用して、方法書以降の環境影響評価手続が効率的に行われることが期待されます。

環境アセスメントの手続の流れ②

